

## 令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（手話通訳設置事業等）実施要項

この要項は、令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（手話通訳設置事業等）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （事業の名称）

第1条 本事業の名称は、「令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（手話通訳設置事業等）」とする。

### （事業目的）

第2条 ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、聴覚障がい者等が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、自己表現、自己実現及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、コミュニケーション手段の確保に必要な事業を総合的かつ効果的に実施し、聴覚障がい者等の生活の質の向上を図る。

### （事業内容）

第3条 事業内容は、次のとおりとし、その具体的内容は、別記1 令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（手話通訳設置事業等）仕様書に定めるものとする。

- （1）手話通訳設置事業
- （2）字幕入り映像ライブラリー事業
- （3）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- （4）聴覚障がい者生活情報等改善事業
- （5）手話通訳者養成ステップアップ研修事業
- （6）要約筆記者養成ステップアップ研修事業
- （7）盲ろう者向け通訳・介助員養成促進事業
- （8）コミュニケーション推進事業
- （9）要約筆記者指導者養成事業
- （10）コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

### （個人情報の取り扱い）

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、別記2 個人情報取扱特記事項を遵守すること。

### 附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

## 別記1

令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（手話通訳設置事業等）仕様書

### 1 手話通訳設置事業

#### (1) 事業内容

県庁及び県出先機関での手話通訳の用件に応じるため、また、県民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を設置する。

#### (2) 手話通訳者の業務内容

ア 手話通訳者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 県庁及び県出先機関での手話通訳

(イ) 市町村が行う手話に関する事業に対する技術的援助

(ウ) 地域における手話通訳者の把握及び市町村等への情報の提供

イ 手話通訳者は、その業務を行うに当たっては、個人の人権を尊重し、業務を通じて知り得た秘密はこれを守らなければならない。

#### (3) 業務実施日等

業務実施日は、日曜祝日を除く、月曜日から金曜日までの月20日とし、実施時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、熊本県の承認を得て変更した場合はこの限りではない。

### 2 字幕入り映像ライブラリー事業

#### (1) 事業内容

字幕又は手話を挿入したDVD等（以下「字幕入り映像ライブラリー作品」という。）を制作し、聴覚障がい者等に貸し出しをする。

#### (2) 実施方法

ア 字幕入り映像ライブラリー作品は、原則として2番組以上とする。

イ 制作した字幕入り映像ライブラリー作品は、熊本県聴覚障害者情報提供センター他で聴覚障がい者等に貸し出しをする。

ウ 事業完了後、字幕入り映像ライブラリー作品一覧（別記第1号様式）を作成する。

エ 聴覚障がい者等の要望に応じた作品の制作に努める。

### 3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

#### (1) 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

#### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員の業務内容

ア 盲ろう者向け通訳・介助員は、利用者からの求めに応じ、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) コミュニケーションに関する支援及び自立更生に関する支援

(イ) 社会活動、公的機関等への移動を行うときの通訳介助

(ウ) 前記(ア)、(イ)に掲げるもののほか、盲ろう者の社会参加を促進することを目的とした支援(利用者との対面以外の代書・代読・点訳・墨訳・テープ朗読等を除く。)

イ 盲ろう者向け通訳・介助員は、その業務を行うに当たって、個人の人権を尊重し、業務を通じて知り得た秘密はこれを守らなければならない。

### (3) 活動報告

盲ろう者向け通訳・介助員は活動終了後、受託者に活動記録簿（別記第2号様式）を提出するものとする。

また、受託者は、事業終了後、通訳・介助員活動報告書（別記第3号様式）により、熊本県知事に報告するものとする。

## 4 聴覚障がい者生活情報等改善事業

### (1) 事業内容

情報誌の発行や聴覚障がい者へのメール発信サービス等により聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を行う。

### (2) 実施方法

ア 受託者は、聴覚障がい者からの要望に応じて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (ア) 情報誌の発行
- (イ) 聴覚障がい者に対する地域巡回相談
- (ウ) 巡回情報講座、生活文化講座
- (エ) 聴覚障がい者等へのメール発信サービス
- (オ) ホームページを活用した情報発信
- (カ) その他

イ 次に掲げる情報を提供するものとする。

- (ア) 行政、福祉に関する情報
- (イ) 政治、経済、社会情勢に関する一般的情報
- (ウ) 医療、福祉機器等に関する情報で特に身体障がい者が必要とする情報
- (エ) スポーツ、文化に関する情報
- (オ) 災害に関する情報
- (カ) その他必要な情報

## 5 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

### (1) 事業内容

手話通訳者として登録された者（手話奉仕員・手話通訳者養成事業を修了した者含む）を対象として、手話通訳士、手話通訳者の資格取得に向け、手話通訳に関する知識・技能の向上を図る現任研修を実施する。

### (2) 実施方法

手話通訳士、手話通訳者の資格取得に向け、手話通訳に関する知識・技能の向上を図る現任研修を年に1回実施する。

## 6 要約筆記者養成ステップアップ研修事業

### (1) 事業内容

要約筆記者または要約筆記者奉仕員として登録された者（要約筆記者養成事業を修了した者含む）を対象として、要約筆記者の資格取得に向けた養成研修及び要約筆記に関する知識・技能の向上を図る現任研修を実施する。

### (2) 実施方法

全国統一要約筆記者認定試験に向けた養成研修及び要約筆記に関する知識・技能の向上を図

る現任研修を年に5回以上実施する。

## 7 盲ろう者向け通訳・介助員養成促進事業

### (1) 事業内容

盲ろう者向け通訳・介助員として登録された者（盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を修了した者含む）を対象として、盲ろう者向け通訳・介助に関する知識・技能の向上を図る現任研修を実施する。

### (2) 実施方法

盲ろう者向け通訳・介助に関する知識・技能の向上を図る現任研修を年に1回実施する。

## 8 コミュニケーション推進事業

### (1) 専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業

#### ア 事業内容

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等で、市町村間の連絡調整等を経てもなお市町村が派遣を実施できない場合に、意思疎通支援者を派遣する。

#### イ 派遣対象

次に掲げる場合に、意思疎通支援者を派遣することができる。ただし、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容や公共の福祉に反すると認める内容については、派遣対象から除くものとする。

(ア) 県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障がい者の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町村から聴覚障がい者の参加が見込まれる会議、研修、講演又は講義等）。

(イ) 市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの。又はこの事業での実施が望ましいとされるもの。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外で、熊本県知事が特に必要と認める場合。

#### ウ 派遣の費用

意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。

なお、交通費については、派遣先が意思疎通支援者の住所地外の市町村であり、交通用具等を利用する場合は、次のとおりとする。

(ア) 自家用車利用の場合 1キロあたり37円を支給する。(10円未満四捨五入)

(イ) 公共交通機関利用の場合 実費支払額を支給する。

#### エ 事業の実施手順

事業を実施する手順は、以下のとおりとする。

(ア) 派遣希望者又はその代理人が、受託者に対して手話通訳者等派遣申込書（別記第4号様式）により、派遣希望の1ヶ月前までにFAX等で申し込みを行う。

(イ) 受託者は、手話通訳者等の派遣申し込みを受け、実施要項に沿った内容であると認めた場合は、あらかじめ登録された手話通訳者等の中で派遣可能な者を選定し、依頼するとともに、派遣希望者に対して速やかに手話通訳者等派遣連絡表（別記第5号様式）により通知する。

(ウ) 本事業により派遣された手話通訳者等は、その業務終了後、受託者に対して速やかに手話通訳者等派遣報告書（別記第6号様式）を提出する。

(エ) 受託者は、事業終了後、業務実績報告書（別記第7号様式）により、熊本県知事に報告するものとする。

(2) 広域派遣に伴う市町村間の調整事業

ア 事業内容

都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するために、市町村間で派遣調整ができない場合に、市町村間の派遣調整を行う。

管内の市町村から広域的な派遣について調整の依頼を受けたときは、派遣先が県外の場合、派遣先の都道府県知事又は市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。この場合、派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超え且つ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を負担するものとする。

また、他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長から、管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在地の所在する市町村長に対し派遣の依頼を行う。

イ 派遣調整の対象

次に掲げる場合に、市町村間の派遣調整の対象とすることができる。

(ア) 県外への派遣

県内在住の聴覚障がい者が、県外での活動に際し意思疎通支援者を必要とし、市町村から広域的な派遣を依頼された場合で且つ市町村での対応が困難であると認められる場合。

(イ) 県外からの派遣

他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長から、管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外で、熊本県知事が特に必要と認める場合。

ウ 基準額の差額調整

派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超え且つ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を負担するものとする。

なお、派遣に係る費用の差額調整の対象は、報酬費の差額とする。

エ 受託者は、事業終了後、業務実績報告書（別記第8号様式）により、熊本県知事に報告するものとする。

9 要約筆記者指導者養成事業

(1) 事業内容

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に係る交通費及び宿泊費の補助を行うものとする。

(2) 実施方法

東京で開催される研修に参加する1名分の旅費等の一部又はオンライン研修に係る事務費等を補助する。

10 コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(1) 事業内容

意思疎通支援事業において、利用ニーズに基づき効率的・効果的に適切な意思疎通支援者の派遣が行われるよう、派遣コーディネーターに従事する者の業務の向上のため、派遣コーディネーターに関する知識等の習得を図る研修を実施する。

(2) 対象者

派遣コーディネーターに従事する者のうち、受託者が適当と認めた者。

(3) 研修内容

派遣コーディネートの業務に関する知識・技能の向上を目的とした研修を年に1回実施する。

11 その他

(1) 受託者は、事業終了後速やかに実績報告書を提出し、熊本県の検査を受ける。

(2) 熊本県は、事業実施期間中及び事業実施期間終了後において必要と認める場合は、受託者に対し、この事業の状況等について必要な報告を求め、受託者はこれに応じるものとする。

(3) 意思疎通支援者の責務

ア 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

イ 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障がい者等に関する知識の向上に努めること。

(4) この仕様書に定める事項について、不便、不都合が生じ、あるいは改善の余地を発見した場合は、熊本県と受託者が協議して解決するものとする。

別記第1号様式

別記第1号様式

字幕入り映像ライブラリー作品一覧

	タイトル	内容	時間(分)

## 盲ろう者向け通訳・介助員活動報告書

( 年度)

活動者	登録番号(第 号)	氏 名		
依頼者	氏 名 住 所		依頼者の住所は 派遣事務局で記入します	
要請時間	年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分 ( 時間 分)		家を出てから 帰宅するまでの日時	
活動時間	年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分 ( 時間 分)		依頼者と会って別れるまでの 通訳・介助日時	
活動内容	時 間	場 所	内 容	
活動1 (現場1)	時 分 ~ 時 分			
活動2 (現場2)	時 分 ~ 時 分			
活動3 (現場3)	時 分 ~ 時 分			
活動4 (現場4)	時 分 ~ 時 分			
交通費	公共交通機関他 自家用車	円 円	(区間) (距離) km	自宅から依頼者と会うまでと 依頼者と別れてから自宅まで
通訳・介助 中の移動	公共交通機関・タクシー・その他		円	依頼者が交通費を支払った はい いいえ
通訳・介助 利用券	No. ~ (計 枚)	通訳・介助中の その他費用 (入場料等)	(内容) 円	依頼者が費用を支払った はい いいえ
その他	(気がついた点、問題点、引継ぎ事項などがありましたら記入してください)			







(別記第5号様式の1)

## 手話通訳者派遣連絡表

令和 年( 年) 月 日に申し込みされた手話通訳者の派遣について、下記のとおり派遣しますので、お知らせします。

なお、派遣料については業務終了後に別途請求致します。

派遣日	令和 年( 年) 月 日( 曜日) 時 分 ~ 時 分 ※上記は準備・待機時間を含む
派遣人数	名 【内訳】
派遣者	(氏名) (氏名)
派遣場所	場所名 :
用件 (大会・講演会名等)	

令和 年( 年) 月 日

(派遣申込者)

住所  
法人・団体名  
代表者名

様

熊本市中央区水前寺6丁目9番4号  
一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会  
理事長 松永 朗

※派遣に伴う質問等がある場合は、別途ご連絡いたします。

(別記第5号様式の2)

## 要約筆記者派遣連絡表

令和 年( 年) 月 日に申し込みされた要約筆記者の派遣について、下記のとおり派遣しますので、お知らせします。

なお、派遣料については業務終了後に別途請求致します。

派遣日	令和 年( 年) 月 日( 曜日) 時 分 ~ 時 分 ※上記は準備・待機時間を含む
派遣人数	名 【内訳】
派遣者	(氏名)
	(氏名)
	(氏名)
	(氏名)
機材・筆記用具などの準備	申込者 ・ 一般財団法人熊本県ろう者協会
用件 (大会・講演会名等)	

令和 年( 年) 月 日

(派遣申込者)

住 所

法人・団体名

代表者名

様

熊本市中央区水前寺6丁目9番4号

一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会

理事長 松永 朗

※派遣に伴う質問等がある場合は、別途ご連絡いたします。

(別記第6号様式)

## 手話通訳者等派遣報告書

私は、下記のとおり業務を終了しましたので、報告します。

派遣日	令和 年(      年) 月 日( 曜日)
派遣先	
業務	手話通訳 ・ 要約筆記 ※どちらかに○を付けてください。
用件 (大会・講演会名等)	

令和 年(      年) 月 日

熊本市中央区水前寺 6 丁目 9 番 4 号  
一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会  
理事長 松永 朗 様

(派遣者名)

住 所  
氏 名

令和 年度( 年度)障がい者社会参加総合推進事業(専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業)に係る業務実績報告書

(令和 年( 年) 月分~ 月分)

(1)手話通訳者

単位:円

番号	月	日	曜日	大会・講演会・説明会等名称	派遣場所	派遣申込者 (法人・団体等名)	主催者	拘束時間	派遣人数	派遣料		
										手話通訳料	旅費	事務手数料
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
								小計(A)				

※手話通訳者と要約筆記者を同時に派遣した場合は、事務手数料は手話通訳者の表に計上してください。

令和 年度( 年度)障がい者社会参加総合推進事業(専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業)に係る業務実績報告書

(令和 年( 年) 月分~ 月分)

(2)要約筆記者

単位:円

番号	月	日	曜日	大会・講演会・説明会等名称	派遣場所	派遣申込者 (法人・団体等名)	主催者	拘束時間	派遣人数	派遣料負担			
										要約筆記料	旅費	機材料	事務手数料
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
							小計(B)						

※手話通訳者と要約筆記者を同時に派遣した場合は、事務手数料は手話通訳者の表に計上してください。

令和 年度( 年度)障がい者社会参加総合推進事業(広域派遣に伴う市町村間の調整事業)に係る業務実績報告書  
(令和 年( 年) 月分~ 月分)

(1)手話通訳者

番号	月	日	曜日	上段:大会・講演会・説明会等名称 下段:会場住所	派遣元市町村	派遣先自治体	派遣料の差額調整に係る負担			備考
							派遣元市町村報酬費	派遣先自治体報酬費	報酬費差額	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
									小計(A)	

※差額調整の対象は、派遣費用全体のうち、報償費の部分のみとする。

令和 年度( 年度)障がい者社会参加総合推進事業(広域派遣に伴う市町村間の調整事業)に係る業務実績報告書  
(令和 年( 年) 月分~ 月分)

(2)要約筆記者

番号	月	日	曜日	上段:大会・講演会・説明会等名称 下段:会場住所	派遣元市町村	派遣先自治体	派遣料の差額調整に係る負担			備考
							派遣元市町村報酬費	派遣先自治体報酬費	報酬費差額	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
									小計(A)	

※差額調整の対象は、派遣費用全体のうち、報償費の部分のみとする。